

紛争鉱物問題は消費者によって解決されうるか

～暴力のない持続可能な社会を目指して～

序章

本稿では以下の問いを提示する。武装集団から市民が受ける暴力の被害を減らすために、われわれ日本の消費者ができることは何か。

この問いに対して、紛争鉱物問題から解決策を模索していく。紛争鉱物問題とは武装集団が武力で鉱山を支配し、そこで採掘した鉱物を不正なルートで販売し、資金源にした結果、紛争が泥沼化している問題である。紛争鉱物問題では、鉱物が武装集団の資金源になっていることが最大の問題点であるといえる。そこでわれわれは武装集団の資金源を断つために、日本の消費者が購買行動を改め、紛争鉱物フリー製品を購入することを本論で提案していく。

2021年現在でも世界では紛争が絶えない。シリア内戦、アゼルバイジャンとアルメニアの紛争など未だに世界では紛争が数多く勃発している。そして紛争により、平穏な暮らしを奪われ、難民になってしまう人、暴力行為を受けてしまう人が多数存在している。

これらの被害は紛争が身近に起こっていない、経験したことがないわれわれ消費者を含む人々にとっては一見すると遠い国の話と思われる。しかし、実際はそうではない。

なぜなら、武装集団は様々な方法で資金を獲得しているが、その中の1つに鉱物があるからだ。特にコンゴ民主共和国（DRC）では、すず・タンタル・タングステン・金（3TG）などに関して、国全体でこれらの鉱物から得た収益が武装集団に流れている。われわれが日常的に使っているスマートフォンやパソコン、電化製品には加工された鉱物が使われているが、そうした製品に含まれている鉱物が紛争鉱物ではないと言い切ることはできない。例えば、多くの人が所有しているiPhoneを販売するAppleは製品の中の鉱物に紛争鉱物を使用していたため、非政府組織（NGO）の報告により対応を迫られた経緯がある¹。つまり、消費者が製品に支払ったお金がゆくゆくは武装集団の手に渡り、残虐な行為につながっている可能性がある。

以上の理由から、紛争鉱物問題を公的機関や民間団体により周知された消費者が、意識向上をはかり、行動を起こすことが、武装集団から市民が受ける暴力の被害を減らすために、消費者ができることだ。そしてその行動が、武装集団の資金源を断つことにつながり、紛争のない社会、ひいては持続可能な社会を実現できるとわれわれは考える。

本稿第1章では、紛争鉱物の定義を行う。その後、紛争鉱物から資金を得た武装集団による紛争の長期化や現地市民の多様な被暴力をDRCの例から述べる。そして、持続可能な社会を達成するための指針

¹ Apple Inc. *Supplier Responsibility: 2017 Progress Report* (<https://images.apple.com/supplier-responsibility/pdf/Apple-Progress-Report-2017.pdf>) (accessed June 20, 2021.) ,p25.

である持続可能な開発目標（SDGs）²を紛争鉱物問題の面から再考する。

第2章では紛争鉱物問題に対して国外のアクターおよび日本の取り組みを整理し、特に消費者がこの問題にとって重要である理由を考察する。

第3章では、第1章と第2章の内容を受けて、紛争鉱物問題を解決するための消費者による行動を促進するために、調査、周知、環境整備、経済的インセンティブの4段階のアプローチを提案する。

第1章 紛争鉱物問題の概要

本章ではまず紛争鉱物を定義し、今回主に例として扱うDRCにおいて、現在紛争鉱物によって資金を得ている武装集団の歴史を振り返る。そして、紛争鉱物がいかに暴力に加担しているかを明らかにする。この紛争鉱物問題解決が持続可能な社会に貢献することを示し、本稿のグランドテーマである「SDGs再考」を行い、アクターによる活動を考察する。

第1節 紛争鉱物の定義

本節では、本稿のテーマとなる紛争鉱物について定義する。アメリカのドッド・フランク法³の1,502条では、企業に使用した鉱物に関する情報提示を求めている。同法によると、「紛争鉱物」はコロンバイト・タンタライト、すず、金、鉄マンガン重石、もしくはそれらの派生物、または国務長官がDRCまたはその隣接諸国の紛争に資金を提供していると判断した鉱物もしくはその派生物⁴である。経済協力開発機構（OECD）の定める、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス⁵（OECDガイダンス）は、企業が鉱物採掘活動を通じて紛争に手を貸してしまうことを回避するための一助となることを目的としている。このガイダンスは紛争地域および高リスク地域において操業する関係者、もしくは紛争地域および高リスク地域からのすず、タンタル（タンタライト/タンタル石）、タングステン（鉄マンガン重石）もしくはこれらの派生物を潜在的に供給しているか、または使用している関係者に適用される⁶。このように、これら2つの既存の法・枠組みでは、主に3TGが注目されている。これらの金属鉱物は、われわれの生活と密接に関わっている。一方で、今まで注目されてこなかった鉱物の中でも、電気自動車のバッテリーに使われるコバルトなど、増加し変化していく需要と共に、今後紛争の長期化に加担する鉱物が増えていくことは十分考えられる。国土

² 持続可能な開発目標（SDGs）とは、Sustainable Development Goalsの略。

³ 2011年米国証券取引所委員会（SEC）によって発表された、米国企業または海外民間発行体を問わず、米国証券取引所法に基づいて報告書をファイルする企業に対し、当該企業が製造する製品の機能または生産に必要な紛争鉱物に関する情報開示を求めるルール案。

⁴ Authenticated U.S. Government Information, *DODD-FRANK WALL STREET REFORM AND CONSUMER PROTECTION ACT SEC. 1502. CONFLICT MINERALS*. (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-111publ203/pdf/PLAW-111publ203.pdf>) (accessed June 20, 2021.)

⁵ OECDやアフリカ大湖地域国際会議、企業、市民社会、国際連合などが参加して開発されたガイダンス。

⁶ OECD, *Supplement on Tin, Tantalum and Tungsten*, in *OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas*, OECD Publishing, Paris. (<http://dx.doi.org/10.1787/9789264111110-en>) (accessed June 20, 2021.) ,p33.

交通省によると電気自動車の日本の年間販売台数は 2011 年の約 2,000,000 台から 2017 年では約 24,000,000 台と 12 倍になっており今後も需要の増加が見込まれる⁷。本稿で主に扱う DRC は USGS の調査によれば、コバルトの生産量世界 1 位⁸を誇っており、これらの規制の対象とならない鉱物に対しても、今後対策が求められていくと考えられる。

以上のことを踏まえ、本稿における「紛争鉱物」は、「紛争地域または、高リスク地域を原産とする鉱物の中で、紛争の資金源となっている鉱物または、その派生物」と定義する。

第 2 節 DRC における武装集団の歴史的背景

本節では DRC の武装集団について述べ、紛争鉱物問題との歴史的な関連性について検討する。

紛争鉱物問題は DRC における 2 度の紛争が大きく影響している。第一次コンゴ紛争の勃発には、隣国ルワンダの紛争と虐殺が大いに関わっている。ルワンダ虐殺の終結後、DRC 東部に難民として流入したフツ族の人々によって武装集団が形成された。それらに対し危機感を持ったルワンダが、東部に居住するツチ系住民を指示して蜂起させ軍事介入し、腐敗した政治に不満を募らせていた反モブツ武装闘争と連動し、第一次コンゴ紛争へと突入していった。さらに、周辺国からも武装集団が流入していたため、これらの国もルワンダと協力して参戦した。この紛争は、コンゴ・ザイール解放民主連合がモブツ政権を打倒し、終結した。

第一次コンゴ紛争後に大統領に就任したローラン・カビラ (L.カビラ) は、ルワンダ系の勢力を権力の中枢から遠ざけ始めた。このことに不満を持ち 1988 年に再びルワンダおよび周辺国が DRC へ進行を始めたことによって第二次コンゴ紛争は勃発する。この紛争は武装集団である「民主コンゴ連合」(RCD)、「コンゴ解放運動」(MLC) 対 L.カビラ政府による戦いであったが、アフリカの多くの国が参戦した紛争となった。また、「L.カビラは外国の支援を得るための手段として資源を利用し、ルワンダ、ウガンダ、ジンバブエは自国や地域の安全保障という観点に加えて、資源の利益を動機の 1 つとして紛争に介入した」⁹。紛争中に武装集団は分散し、相互に敵対する中でさらに治安が悪化していった。このように多くの集団が東部を中心に活発に活動していた。華井 (2019) によれば、2015 年時点で 70 以上の武装集団が確認されており、DRC だけでなく周辺国の武装集団も DRC 東部を拠点にしていることが分かっている¹⁰。

以上のように、2 度の紛争によって武装集団が形成、分散を繰り返し、蔓延していったことが分かる。武装集団は紛争鉱物を主に資金源としており、そのことが現在においても紛争が長期化する要因となっている。

⁷ 国土交通省「EV/PHV 普及の現状について」(<https://www.mlit.go.jp/common/001283224.pdf>) (2021 年 6 月 19 日。)、p2.

⁸ U.S. Geological Survey, *Mineral Commodity Summaries* (<https://pubs.usgs.gov/periodicals/mcs2020/mcs2020-cobalt.pdf>) (accessed June 25, 2021.) , p51.

⁹ 華井和代 (2016) 『資源問題の正義——コンゴの紛争資源問題と消費者の責任』東進堂、p174.

¹⁰ 華井和代 (2019) 「コンゴ民主共和国における紛争資源問題の現状と解決」『国際問題』(682)、17-28、p19. (http://www2.jiia.or.jp/kokusaimondai_archive/2010/2019-06_003.pdf?noprint) (2021 年 6 月 19 日。)

第3節 紛争鉱物がどのような暴力を引き起こしているのか

本節では紛争鉱物が様々な暴力を引き起こしていることを述べ、紛争鉱物問題を解決し武装集団の資金源を断つということの重要性を明らかにする。

前述したように70以上存在する武装集団が、DRCの治安悪化の要因となっている。紛争鉱物が引き起こしている暴力の代表例として以下のものが挙げられる。これらはDRC周辺地域において深刻な問題となっている。2度の紛争を経験したDRCは現在でも治安が安定せず、残忍な事件が後を絶たない。その暴力の例として、長期化した戦闘の被害と、鉱物利用に伴う搾取を以下に取り上げる。

第1項 長期化した戦闘の被害者となる住民

武装集団が資金源を得たことで、紛争が長期化し一般の人々が被害を受けている。国連事務総長報告によれば、2012年11月中旬のM23の攻勢により、約140,000人の人々が避難した¹¹。また、国連専門家グループ報告によれば、2013年2月から3月にかけてのDRC軍と「コンゴの自由と独立のための愛国者同盟」との間での戦闘で、少なくとも90人が死亡、500棟以上の家屋が焼失した。この戦闘によって約100,000人の人々が一時的に避難した¹²。欧州委員会によれば、DRCの国内避難民は5,200,000人であり、910,000人が難民として国外に流出している¹³。このように、紛争は直接的に戦っている武装集団だけでなく、その地に住む人々に最も大きな犠牲を強いる。今回は具体的に2つの例を紹介する。1つ目に18歳未満の子どもたちが強制的に兵へ動員される子ども兵士の問題である。2018年のユニセフの報告によれば、カサイ地域だけでも5,000人から10,000人の子どもたちが民兵と関係しており、タンガニーカ州と南キブ州では、これまでに3,000人以上の子どもたちが民兵として利用されていると推測されている¹⁴。貧困から脱出するために自ら兵士になる子どもも多くは誘拐や勧誘である。米川(2010)によれば、武装集団は国内外の難民キャンプに赴き子どもを勧誘している。難民キャンプに住む子どもの多くは将来に不安を持っているため報酬という言葉に飛びつき兵士となるケースが多い¹⁵。

2つ目に性暴力の問題である。国境なき医師団によれば、2017年5月から2018年9月にかけて、カンガ市における性暴力の被害が2,600人を越えており、162人は15歳未満、22人は5歳未満であった¹⁶。これは1つの市の被害数であることから、DRC全域での性暴力の被害者はさらに多数になると推測される。しかし、米川(2010)によれば、証拠の不足や地方に裁判所がなく、裁判を起こせる経済的

¹¹ United Nations Security Council, *Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of the Congo*, UN Document, S/2013/96, para.23, 15 February 2013 (<https://undocs.org/S/2013/96>) (accessed June 19, 2021.)

¹² United Nations Security Council, *Letter dated 19 July 2013 from the Chair of the Security Council Committee established pursuant to resolution 1533 (2004) concerning the Democratic Republic of the Congo addressed to the President of the Security Council*, UN Document, S/2013/433, para. 126, 19 July 2013 (<https://www.undocs.org/S/2013/433>) (accessed June 19, 2021.)

¹³ European Commission, *European Civil Protection and Humanitarian Aid Operations: Democratic Republic of the Congo* (https://ec.europa.eu/echo/where/africa/dr_congo_en) (accessed June 22, 2021.)

¹⁴ UNICEF, *Thousands of children continue to be used as child soldiers* (<https://www.unicef.org/drcongo/en/press-releases/thousands-children-continue-be-used-child-soldiers>) (accessed June 20, 2021.)

¹⁵ 米川正子(2010)『世界最悪の紛争「コンゴ」——平和以外に何でもある国』創成社、p78-80。

¹⁶ 国境なき医師団「コンゴ——性暴力被害2600人超に15歳未満の被害者162人」(<https://www.msf.or.jp/news/detail/pressrelease/drc20181102.html>) (2021年6月19日。)

余裕がない人が多いなどといったこともあり正確な被害数の把握は困難である¹⁷。

第2項 鉱物利用に伴う搾取

DRCでは戦闘行為としての暴力に加え、鉱物利用に伴う搾取も行われている。鉱山の労働者は安全な設備の整っていない危険な地域での労働や、重荷を背負った状態での長距離移動など過酷な労働を強要されている。その標的となるのは抵抗力の弱い子どもや襲撃にあった村に残り続けた住人、刑務所内の囚人などである。鉱夫は非合法に働かされ、資源の恩恵は権力者にしか行きわたっていない。

武装集団が紛争鉱物という資金源を得て、紛争が長期化することにより、以上のような無辜の市民に大きな被害が及んでいる。ここから、紛争鉱物をなくし、資金源を止めることは、このような暴力をなくすために不可欠だと考える。

第4節 紛争鉱物問題を解決することがいかに紛争のない社会、ひいては持続可能な社会を目指すために重要か

本節では紛争と持続可能な社会の繋がりについて検討し、持続可能な社会を達成するためには紛争鉱物問題の解決が重要であることを説明する。

われわれは、持続可能な社会において、紛争のない社会であることが重要な要素となると考える。なぜなら、紛争は社会における貧困や暴力、人権侵害に拍車をかけ、環境問題、教育、公衆衛生、食糧安全保障などにも大きな悪影響を及ぼし得ると考えられるためだ。こういった問題は、国際人権宣言で明記されている、「生存、自由、身体の安全に対する権利」や「社会の文化生活に参加する権利」といった基本的な人権を継続的に妨げるものだと推測される¹⁸。そして、持続可能な開発を定義した「ブルントラント報告書」¹⁹では、持続可能な開発を将来の世代のニーズを満たす能力を損なわずに、現在の世代のニーズを満たす開発²⁰と定義した。ここから、「持続可能」とは現在と未来のニーズを同時に満たすことだと考えられる。つまり持続可能な社会は現在・未来共に人々が脅威なく安全に過ごすというニーズが満たされた社会でなければならず、その達成には、これらのニーズを妨げる紛争があってはならないのである。このようなことから、紛争のない社会の達成は持続可能な社会の必要条件だと捉えた。しかしDRCでは、鉱物によって資金源を得た武装集団によって紛争が長期化し、先述のような暴力や人権侵害といった非道な行為が常態化している。

以上のことから、紛争鉱物問題を解決することで資金源を断ち、武装集団を撲滅することは、紛争のない社会を実現するために有効である。加えて、不法な鉱物の輸出に代わって、正当な手段で豊富な鉱物資源を輸出し資金を得ることができる。それをインフラ整備や教育などに充てることで、より持続可能な

¹⁷ 米川、前掲書、2010年、p73.

¹⁸ 国際連合広報センター「国際人権章典」(https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/) (2021年6月20日。)

¹⁹ 通称「ブルントラント報告書」とはノルウェー首相のブルントラントが委員長となって、1987年に「環境と開発に関する世界委員会」にて公表した報告書のこと。後のSDGsに繋がる「持続可能な開発」という概念を打ち出した。

²⁰ United Nations General Assembly, *Development and International Economic Co-operation: Environment Report of the World Commission on Environment and Development Note by the Secretary-General*, UN Document, A/42/427, 54, 4 August 1987 (https://digitallibrary.un.org/record/139811/files/A_42_427-EN.pdf) (accessed June 15, 2021.)

社会の実現を可能にすることができると思う。

第5節 グランドテーマとの関係

本節では、本稿とグランドテーマの関係について述べる。

「紛争のない社会」、ひいては「持続可能な社会」を実現するための指針としてSDGsがある。これは2015年9月25日から27日にかけてニューヨークの国連本部で行われた「国連持続可能な開発サミット」で、193の加盟国が合意した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(Transforming Our World: 2030 Agenda for Sustainable Development)の核となるものである。つまり、SDGsは2030年までの世界全体で取り組む目標である。

しかし、SDGsのゴールのターゲットにはどこで誰による支援がなされるべきなのかが明確に示されていない。蟹江(2020)によれば「2030アジェンダ」やそのターゲットには、実施手段に関して掲載されているものもあるが、具体的な内容が示されている訳では無い²¹。

では、途上国を含め世界的に持続可能な社会を達成するためには、以上に挙げた問題点に対してどのようなアプローチが考えられるだろうか。そのサポートの選択肢が多くあることで、より多くのアクターを巻き込むことが容易になると考える。われわれは、先進国といった主権国家にとどまらず、個人や企業といったアクターによるアプローチが必要だと考える。グローバル化した現在の国際社会において主権国家だけがその主体ではなくなっている。そこでわれわれは消費者という個人のアクターに注目して、紛争鉱物問題解決の方法を提案することで、持続可能な社会の達成に寄与できるアクターについて検討していく。

より多くの選択肢を提示するためには先進国においても取り組むことができるアプローチも不可欠だと考える。われわれは紛争鉱物問題を通じて、先進国においても途上国の問題解決に寄与するアプローチ手段を提案することで、持続可能な社会達成のための行動の幅を吟味していく。

第2章 紛争鉱物問題における現状の取り組みとその課題

本章では紛争鉱物問題に対する国際機関、国家、企業、NGOといった各アクター、そして、日本における取り組みを整理した上で国際的な取り組みと日本の取り組みを比較し、日本において、消費者を軸にこの問題を考える必要性について述べる。

第1節 国際的な取り組み

本節では、紛争鉱物問題に対し、国際的なアクターがどのような取り組みを行っているかについて分析する。

²¹ 蟹江憲史(2020)『SDGs(持続可能な開発目標)』中公新書、p11.

第1項 国際連合

まず、紛争鉱物問題に対する国連の動きについて述べる。2001年の国連専門家パネルが出した報告書では、DRCにおける紛争鉱物問題の構造的な問題が指摘され、鉱物資源の禁輸措置が勧告されたものの、実際に禁輸が実施されることはなかった。その理由として、華井（2014）は武装集団の資源収奪と合法的取引の区別の難しさがもたらす資源取引で生計を営む地元住民への深刻な影響に、収奪に周辺国や私企業、政府高官が関与する難しさ、そして、欧米企業の資源収奪への関与を挙げている²²。一方で、猪口（2017）によれば、同報告書は NGO や業界団体の活動をもたらし、多くの紛争鉱物規制イニシアティブを発足させたという²³。また、積極的な動きとして、DRCの紛争状況に対して国連は2003年から平和維持活動（PKO）を展開するとともに、同年から武装集団を対象とする制裁²⁴として、武装集団の紛争資金の調達を止めることを目的とした武器禁輸、資産凍結、渡航禁止を実施している。専門家パネルによる調査・報告は継続的に行われ紛争解決には取り組んでいるものの、現在までに武装集団と結びつきの強い鉱物資源を対象とする禁輸措置は行われていない。華井（2014）によると、国連は、紛争鉱物問題の解決のためには、武装集団の収益構造を壊すことの重要性を認識しながらも、禁輸という実行的な措置が行えないというジレンマに陥っているという²⁵。2011年3月には、紛争鉱物問題への取り組みとして、ビジネスと人権に関する国連事務総長特別代表によって発表された「ビジネスと人権に関する指導原則」²⁶によって、人権を保護する国家の義務、そして、非政府主体である企業にも国際人権規約等にしがたって人権を尊重する責任があるという原則が確立し、その後の国連人権理事会で承認された。同原則により、国連が企業に人権を尊重する企業の責任や人権デュー・ディリジェンス²⁷（人権 DD）の実施を求めた。人権 DD とは、山田・井上（2019）によると「サプライチェーンの影響を特定・評価し、評価結果を事業へ取り込み、負の影響を予防し、取り組みの実行状況を追跡し、是正措置を行い、影響を受ける人を含む社内外へ取り組みを報告するという一連のプロセスである」²⁸という。同原則は、OECD や NGO、

²² 華井和代（2014）「平和の主体としての消費者市民社会——コンゴの紛争鉱物取引規制をめぐる」『平和研究』（42）、103-125、p111.

²³ 猪口絢子（2017）「人道的配慮と効果を両立した取引規制の在り方——アフリカ大湖地域の紛争鉱物規制を事例に」『Co * design』2、17-32、p18. (<https://doi.org/10.18910/65078>) (2021年6月20日。)

²⁴ 安保理制裁について、次の文献によると、対象者が国際法違反の行動をとらないように政策・行動を変更させることを目的としているため、相手の資金・物資の調達が効果的に遮断できるものが選好されるという。石垣友明（2021）「軍縮・不拡散・安全保障貿易管理」黒崎将広ほか『防衛実務国際法』、弘文堂 p160.

²⁵ 華井、前掲書、2014年、p112.

²⁶ Ruggie, John, *Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, "Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework, A/HRC/17/31, March 21, 2011* (https://www.ohchr.org/Documents/Publications/GuidingPrinciplesBusinessHR_EN.pdf) (accessed June 20, 2021.)

²⁷ デュー・ディリジェンスとは、次の文献によると、一般的にビジネスにおいて主に企業買収やプロジェクトファイナンスの際に実施されることで、「しかるべき注意」ないし「合理的注意」を払うプロセスとしていう。藤井敏彦（2021）「企業の社会的責任——ステークホルダーの拡大と協働が進めるサステナビリティ対応——」西谷真規子・山田高敬編『新時代のグローバル・ガバナンス論 制度・過程・行為主体』ミネルヴァ書房、p234-235.

²⁸ 山田美和・井上直美（2019）「2019年度政策提言研究『新興国市場における企業活動と人権リスクに関する調査・啓発ならびにナショナル・アクション・プラン策定に関するプラットフォーム構築事業』グローバル市場で求められる『責任あるサプライチェーン』とは？——世界の日系企業 800 社アンケートから読み解くギャップとリスク『日系企業の責任あるサプライチェーンに関するアンケート調査』より」(https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Research/Project/2018/pdf/2018110007_06.pdf) (2021年6月20日。)、p11.

企業といったアクター同士が相互に関連することをより一層推し進めることとなった。

第2項 OECD

2006年、国連安全保障理事会は、OECD投資委員会に対し「ガバナンスが脆弱な地域における多国籍企業のリスク認識ツール」の開発を要請した。これを受け2009年の開発プロセスにおいて、OECDがアフリカ大湖地域の政府間の国際会議(ICGLR)との人権問題における協力関係を構築した²⁹。このことを契機に、2011年にはOECDと国連専門家グループ、アフリカ大湖地域国際会議との連携により、OECDガイダンスが策定されることになった。このガイダンスは政府の支援のもと企業・市民社会・国際連合といった様々なアクター³⁰が関与し、共同で紛争鉱物の監視を試みる初めての事例と定義づけられている。このガイダンスは、紛争鉱物の規制を通じ企業が人権を尊重し紛争に関与しないことを目的としている。華井(2014)は社会的影響力が強い鉱物資源の取引規制を行い紛争鉱物の流通を防ごうとすることは、「経済活動の主流においても倫理性が問われ、企業や消費者が社会的責任を果たすよう求められる段階が始まった」³¹という見解を示している。つまり、経済と倫理は割り切ることが出来ない時代が到来したと言える。さらに、OECDは2011年5月に1976年に作成された「OECD多国籍企業のためのガイドライン」の改定案を採択した。その中には、新たに人権についての章が加えられており、このことからOECDの経済と倫理を結びつける動きが読み取れる。

第3項 アメリカ

国連、OECDが紛争鉱物問題に取り組む中、同時並行的に、米国でもNGOの活動が活発化しDRCへの支援を拡大することを目的としたDRC救済・治安・民主主義促進法が制定されるに至った。2008年と2009年にはDRCから原材料であるコルタンとせず、その製品の輸入を違法とした法案が上院に提出されたが、制定には至らなかった。しかしながら、この動きはDRCの紛争鉱物問題を語る上で重要な2010年のドッド・フランク法1,502条の制定という潮流を生んだ。同条項は、DRCの武装集団の資金源を断つことを目的として成立した。その細則は証券取引委員会(SEC)の最終規則に委ねられた。同条と最終規則では、3TGを使用するSEC登録企業(上場企業)に対し鉱物の「合理的な」原産国調査を求めた上で、原産国がDRCまたはその周辺国である場合には、紛争鉱物フリーであることをアニュアルレポートで開示、人権DDに基づく、サプライチェーンの報告を求めている。また、調査対象となった上場企業のうち人権DDを実施した実質的にすべての企業がOECDの枠組みを利用していたことは、米政府、企業とOECDとの相互作用がうかがえる。この規制の議論については、猪口(2017)によると2012年の米国公聴会においては、単に紛争鉱物取引を停止すれば解決するものではなく、より包括的に、ガバナンス改善、治安改革、法の統治の浸透に対してこそ支援を強化するべきだとする意見と、長期的に見れば地元住民の利益につながるという意見がぶつかり、議論の結論は出なかった³²。

²⁹ 寺本佳苗(2018)「紛争鉱物問題の解決に向けた同種異種組織の集合の動き——集合戦略の視点からの分析」『日本経営倫理学会誌』(25)、61-73、p66。(https://doi.org/10.20664/jabes.25.0_61)(2021年6月20日。)

³⁰ 同上、p66。

³¹ 華井、前掲書、2014年、p109。

³² 猪口、前掲書、2017年、p23。

華井（2014）はこの一連の動きを「公正を求める消費者市民としての倫理観が経済的利益に優先された」³³事例と評している。Cuvelierら（2014）によれば、この規制の効果は、人権 DD の取り組みが注目されている場所では、DRC 軍が鉱山に近づくことを避けることができ、鉱業に従事していた者が農業といった代替生計手段を構築できた³⁴といえる。

第4項 EU

EU では2017年にEU紛争鉱物規則が発効され、2021年1月より、紛争の影響を受けた高リスク地域を対象に紛争鉱物を調達するEUの業者を対象に、人権 DD が全面適用され、義務化された。紛争鉱物のEUへの輸入を行う企業を対象とし、2023年には川下企業にまで義務化されるようになっている。EU紛争鉱物規則は、対象鉱物の流通に関し透明性と確実性を提供し、OECD ガイダンスを参考としたサプライチェーンの人権 DD システムの構築により、紛争地域の武装集団や治安部隊の対象鉱物に関する取引をする機会を削減することを目的としている。対象鉱物は、3TGとし、2023年の規則内容見直しの際にはコバルト等の鉱物が対象鉱物として追加される予定である。本規則の内容としては、紛争鉱物の輸入禁止、鉱山労働者への暴力禁止、サプライチェーンの人権 DD、年次報告書の提出、EU加盟国による事後確認が責務とされている³⁵。さらに、欧州委員会は、対応力が比較的弱い中小企業が取り組みに対する利益を理解し、実践しやすいように人権 DD を実施するための具体的な手法や指導内容を提示したポータルサイト「Due Diligence Ready!」を公表することでEU内の企業が紛争鉱物問題に取り組みやすい環境作りを提供している。

第5項 企業

企業でも現在、紛争鉱物問題における取り組みはなされている。

その理由として、企業のサプライチェーン上で起きた人権問題は企業価値を大きく毀損する³⁶ため、自社だけでなく原材料の調達先にも責任を持つ必要があるということが多くの企業で周知されたことが挙げられる。

鉱物におけるサプライチェーン全体を個社で把握するのは、莫大なコストと労力、時間がかかるため、企業間で連携してこの問題に取り組んでいる。アメリカの情報通信系企業団体である Global Enabling Sustainability Initiative (GeSI) や電子系の業界団体 Responsible Business Alliance (RBA) は2007年に協力関係を締結し、いち早くサプライチェーンの透明化と紛争鉱物排除の取り組みを行った。RBAとGeSIによって2008年に設立された Responsible Minerals Initiative (RMI) は現在、異なる10の

³³ 華井、前掲書、2014年、p117.

³⁴ Cuvelier, Jeroen., Bockstael, Steven V., Vlassenroot, Koen. & Iguma, Claude. (2014) *Analyzing the Impact of the Dodd-Frank Act on Congolese Livelihoods* (<https://core.ac.uk/download/pdf/55863112.pdf>) (accessed June 20, 2021.)

³⁵ JEITA 『責任ある鉱物調達』対応の背景と調査実務 (<https://home.jeita.or.jp/mineral/2020seminar/pdf/2020seminar.pdf>) (2021年6月20日。)、p.9-10.

³⁶ デロイト トーマツ コンサルティング合同会社によれば、人権問題に関与していた企業は5年間で連結売上高の約26%にあたる約1兆3764億円の損害を受けた事例が存在するという。羽生田慶介・石井麻梨 デロイト トーマツ コンサルティング合同会社「人権を軽んじる企業には、1000億円以上失うリスクあり」(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/strategy/articles/cbs/human-rights-2.html>) (2021年6月20日。)

業界から 400 以上の企業が責任をもって紛争鉱物問題に取り組むための国際的なイニシアティブとなっている。RMI は企業の鉱物調達における透明化を進めるために、採掘から製錬の過程では追跡・認証、製錬・精錬産業における監査・認証による紛争鉱物フリーへの取り組み、OEM³⁷における企業の DD の実施を行っている。つまり、世界の企業や団体が加盟している RMI は紛争鉱物に関する取り組みを主導しており、プログラムなどを通してサプライチェーン上から武装集団の資金源となっている紛争鉱物をなくすための取り組みを進めている。

また、これら業界団体の取り組みは業界内の標準を形成することとなり、やがてその枠組みを越えて公的規制の監査基準を策定することとなった。このことから、企業の取り組みが国・国際機関などのより大きなアクターを動かす力になるということが分かる。なお日本企業に関しては第 2 節第 3 項、「日本企業の取り組み」で分析を行う。

第 6 項 NGO

紛争鉱物問題の取り組みへの起爆剤として、NGO の果たす役割は大きい。ここでは以下の事例から、NGO の影響力を考察する。

紛争鉱物が資源禁輸の対象として扱われることのなかった 2000 年代から、NGO はこの問題への活発な提起を行っている³⁸。Global Witness (GW)³⁹や Human Rights Watch (HRW)⁴⁰は 3TG が多く使われる企業に対して積極的なロビー活動を展開し、注意を喚起してきた。華井 (2014) は「NGO の活動は欧米政府と企業を動かすことにつながった」⁴¹という。例えばアメリカにおけるドッド・フランク法 1,502 条の制定や、OECD ガイダンスの策定などが NGO の影響を受けている。

NGO の活動は、企業への圧力にもなりうる。国際環境 NGO の 1 つである As You Sow による Responsible Sourcing Network (RSN) は、紛争鉱物に対処する企業の活動を毎年評価する。この活動は 2014 年～2019 年の 6 年間続けられており、リスク管理、人権への影響、報告の質など、紛争鉱物に対処するための企業の活動を調査し、Mining the Disclosures という資料にまとめて公表している⁴²。

この活動を通じて、消費者が投資・商品の購入を行う際の 1 つの指標に紛争鉱物に対する情報開示の透明性の高さが用いられるようになることを求めている。レポート内では紛争鉱物に対する対策が数値化されており、同業他社の数値が一覧として掲載されている。消費者が数値の良い企業の株や商品を選ぶようになることで、企業にプレッシャーをかけられる。また NGO という第三者が公表することで、企業の実態の伴わない虚偽の申告を行っていないか監視する意図もある。

消費者が企業を選択するようになるには、消費者にも紛争鉱物の実態を知ってもらう必要がある。NGO

³⁷ 日本貿易振興機構 (JETRO) によれば、OEM (Original Equipment Manufacturing) とは「委託者のブランドで製品を設計・生産すること」と定義づけている。JETRO「OEM 生産と ODM 生産の違い」(<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-011247.html>) (2021 年 6 月 20 日。)

³⁸ Global Witness, *Same Old Story A background study on natural resources in the Democratic Republic of Congo* (<https://www.globalwitness.org/en/archive/same-old-story/>) (accessed June 19, 2021.)

³⁹ 天然資源にまつわる紛争や汚職、それに伴う環境破壊と人権侵害に対して抗議活動を行う国際団体である。

⁴⁰ 1987 年に設立された、人権侵害問題に取り組む国際的 NGO の一つである。

⁴¹ 華井、前掲書、2014 年、p113.

⁴² Responsible Sourcing Network, *Mining the Disclosures 2019* (<http://static1.squarespace.com/static/594cbfa3440243aef3dfa1c4/t/5d962b2a28839219285ad3c8/1570122552881/Mining+the+Disclosures+2019.pdf>) (accessed June 14, 2021.)

による現地の悲惨な状況の開示や、紛争鉱物に関する広報活動は消費者への問題提起になる。HRW はDRCの国内避難民に対する聞き取り調査を行い、「The Vicious Cycle of Displacement in Eastern Congo」という報告書にまとめた⁴³。

2007年に設立されたEnough⁴⁴も重要な活動を行っている。Raise Hope for Congo⁴⁵は、アメリカにおいてDRCで起きている紛争鉱物の問題を広めるプロジェクトとして実施された。Enoughのプロジェクトは、消費者が共感しやすいメッセージを作成し、理解しやすい短い映像で公開することや、だれを対象にし、どのような行動を促すのかといった明確な目的意識のあるキャンペーンを展開している。実際に大学生を対象に行ったコンフリクト・フリー・キャンパス・プロジェクトは、紛争鉱物資源を使わない電子機器を購入するように学生が大学に要請することが行われた。それ以外にもEnoughは、企業の紛争鉱物への取り組みや、情報公開状況をチェックして、ランキングという形で公開を行っている。

加えて、GWと上記のEnoughが合同で行った「Blood in the Mobile」という映画制作では、消費者からの批判を恐れた欧州携帯電話会社のNokiaが紛争鉱物問題に対処した。このように、企業側も、NGOによって伝えられた情報が消費者に渡り行動へとつながることを恐れている。

以上の事例から、NGOは情報の開示やそれに伴うアプローチにより様々なアクターに行動を起こすよう働きかけているといえる。

第2節 日本

本節では日本における取り組みを分析した上で欧米と比較する。

第1項 日本国としての取り組み

図1からも分かる通り、日本は必要な鉱物資源のほぼ全量を海外に依存する状況となっている。資源エネルギー庁によると、鉱物資源は産出する国に偏りがあり、中南米・アフリカなど政治リスクがある国から産出される鉱物も多い⁴⁶。しかし、日本にはいまだに紛争鉱物取引を規制する法律は存在しないのが現状である。

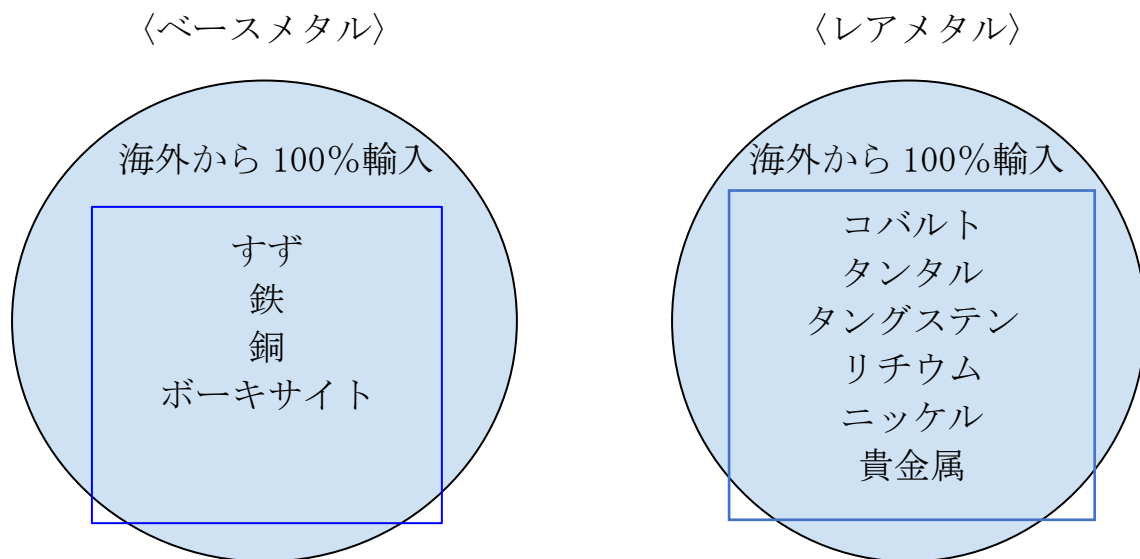
⁴³ Human Rights Watch, *Always on the Run The Vicious Cycle of Displacement in Eastern Congo* (<https://www.hrw.org/report/2010/09/14/always-run/vicious-cycle-displacement-eastern-congo>) (accessed June 15, 2021.)

⁴⁴ 2007年に設立された、ジェノサイドと人道の罪への抵抗・終了を目指すNGOである。

⁴⁵ 2008年から実施された、アメリカにおいてDRCで起きている紛争鉱物の問題を広めることに主眼を置いた取り組み。消費者から企業に対して紛争鉱物の排除を求める流れをつくろうと試みている。

⁴⁶ 資源エネルギー庁「世界の産業を支える鉱物資源について知ろう」(<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/tokushu/anzenhosho/koubutsusigen.html>) (2021年6月20日。)

【図 1 日本における鉱物の輸入状況】



(出典:資源エネルギー庁「世界の産業を支える鉱物資源について知ろう」より筆者作成)

第2項 NGO や NPO の取り組み

NGO や NPO は個々に紛争鉱物への取り組みを行っている。一例として、A SEED JAPAN や FoE JAPAN、およびアムネスティ日本⁴⁷などの複数の NGO・NPO 団体による「エシカルケータイキャンペーン」が挙げられる。電子機器に使用されている金属の元となる鉱物採掘に関する問題の認知を広め、解決することを目指す目的として、2010年7月に開始された。これまでの取り組みとして企業による「エシカル調達」の動向を調査するために公開質問状の送付・分析を行なってきた。われわれが普段使っている携帯やパソコンには様々な金属が使用されているが、その金属を採掘するには生態系の破壊や人権侵害、児童労働が行われている可能性がある。FoE Japan によれば「エシカル」とは「児童労働や、劣悪な環境での労働を行わない」「武装勢力の資金源となり、紛争を助長しない」と述べている⁴⁸。

第3項 日本企業の取り組み

日本企業の取り組みとして、日本の電子情報技術産業協会 (JEITA)⁴⁹の中に設置された「責任ある鉱物調達検討会」は、「責任ある鉱物調達の実現」のためにソニー、パナソニックなどの計 43 企業が独自の取り組みを行っている。その一例として、パナソニックでは関連する購入先の企業に製錬、精錬に関する情報提供を要請するなどの積極的な動きが始まっている。2019 年度には紛争鉱物調査に関わる約

⁴⁷ A SEED JAPAN は、日本の青少年のために設立された社会の不平等について取り組む団体である。FoE Japan とは、地球規模の環境問題に取り組む国際環境団体 Friends of the Earth International の日本におけるメンバー団体のこと。またアムネスティ日本は、国際人権 NGO であるアムネスティインターナショナルの日本支部のことである。

⁴⁸ FoE Japan 「エシカルケータイキャンペーン」(https://www.foejapan.org/aid/metal_ethical.html) (2021年6月19日。)

⁴⁹ エレクトロニクスや電子機器、情報技術を扱う日本の業界団体である。

3,600の企業に実施し92%の回答を得ている。さらに、コバルトに関してもサプライチェーンの調査、製錬、精錬所の特定・精査など、具体的な継続的取り組みを行っている。ブラザーグループの取り組み内容としては、紛争鉱物問題に対応すべく購買、法務、企業の社会的責任（CSR）など関係部門が参画するワーキンググループの設立が2014年に行われた。年に1度RMIが提供している帳票を利用して紛争鉱物が含まれていないかまた製錬、精錬所の特定、各業者の取り組み状況等を確認している。2019年度に行われた調査では95%の回答率を得ている。同時に3年に1度CSRアンケート活動も行っており、優秀な取り組み事例の選定、表彰を行うことでさらなる意識向上にも努めている。

第4項 現状

前項までで分析した紛争鉱物問題への取り組みについて、アクターごとに欧米と日本で比較してまとめる。

【表 1 紛争鉱物に向けた取り組みに関する欧米と日本の比較】

	国（法規制）	企業	NGO	市民社会
欧米	ドッド・フランク法 1,502 条 EU 紛争鉱物規則	GeSI と RBA が RMI を設立、国際的イニシアティブに	<ul style="list-style-type: none"> ・ロビー活動 ・紛争鉱物に対処する企業の活動評価 ・Enough Project の Raise Hope for Congo ・映画「Blood in the Mobile」の制作 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンフリクトフリー・キャンパス ・プロジェクト ・規制強化のための署名活動
日本	直接的な規制はなし	JEITA の中に設置された「責任ある鉱物調達検討会」が RMI に所属	複数の団体によるエシカルケータイキャンペーン	大きな運動は見られない

(出典:筆者作成)

表 1 にあるように、法規制などの国を中心とした取り組みとして、欧米においては、アメリカのドッド・フランク法 1,502 条や EU の EU 紛争鉱物規則が存在する。一方、日本における国を中心とした取り組みは、われわれの調査では見つけることができなかった。企業を中心とした取り組みとして、欧米においては、GeSI と RBA が協力して RMI を設立し、多くの企業が責任をもって紛争鉱物問題に取り組むための国際的なイニシアティブとなっている。一方、日本においては、JEITA の中に設置された「責任ある鉱物調達検討会」が RMI に所属している。NGO を中心とした取り組みとして、欧米に

においては、ロビー活動、紛争鉱物に対処する企業の活動評価、Enough Project の Raise Hope for Congo、映画「Blood in the Mobile」の制作などが挙げられる。日本においては、複数の団体によるエシカルケータイキャンペーンが存在する。市民社会を中心とした取り組みとして、欧米においては、コンフリクトフリー・キャンパス・プロジェクトや規制強化のための署名活動が存在する。一方、日本における市民社会を中心とした取り組みは、われわれの調査では見つけることができなかった。

以上のように、欧米においては各アクターにより様々な取り組みが行われている。しかし、日本においては、国と市民社会を中心とした取り組みが行われていないように、欧米と比べてまだまだ取り組みを積極的に行っていく余地があるといえる。

第3節 消費者の重要性

ここでは、紛争鉱物問題解決における消費者の重要性を述べる。第2節第4項までで、各アクターによる紛争鉱物問題への取り組みの分析を行った。今日に至るまで各アクターにより紛争鉱物問題解決に向けた懸命な努力が続けられている。しかし、第1章で示したように紛争鉱物問題は完全には解決していない。そのため、問題解決を行うためには、今後より一層の努力が必要となる。われわれは、現状の取り組みを続けるだけでなく、まだ紛争鉱物問題解決のために力を発揮しきれていないアクターの行動が必要であると考えた。そのアクターとして、消費者を挙げる。その理由は、流通した紛争鉱物はパソコン、スマートフォン、テレビといった消費者の生活に欠かせない製品の一部として広く利用されているために、消費者は意識的、無意識的に関わらず紛争鉱物を利用し、結果的に武装集団の資金源を作り出してしまっているからである。つまり、最終的に紛争鉱物を購入し、使用しているのは消費者であり、紛争鉱物問題における重要なアクターとして消費者は存在している。

過去に紛争ダイヤモンドの事例では、キンバリー・プロセス認証制度⁵⁰の制定において、消費者は大きな役割を果たした。ダイヤモンドを買うことで紛争や暴力の長期化に加担していることに危機感を覚えた消費者が不買運動などを行い、加盟国を経由するすべてのダイヤモンドの原石に紛争に関わらないことを証明するキンバリー・プロセス認証制度が設定される動きを作った。このような消費者が行動を起こす一連の流れには、NGOなどが実態を調査しそれを周知するという過程が存在していると考えられる。

第3章 消費者の行動変革に対する具体的なアプローチ

第1章、第2章を通して紛争鉱物が紛争にもたらす影響および産出国に住む人々の現状とそれに対する取り組みの現状を見てきた。第3章ではこれらの現状分析から消費者の紛争鉱物問題解決を導く行動を促進するための具体的な提案をする。

⁵⁰ ダイヤモンドの不正取引が世界各地の紛争の資金源になっている状況を鑑み、2002年11月5日スイス・インターラケンにおいて、不正に取得されたダイヤモンド原石の輸出入を規制することを目的とした国際的な証明制度。2003年1月から開始。

第1節 論文の目的

われわれは最終的に紛争鉱物フリー商品を消費者が買うという行動変革を目指している。これにより企業に紛争鉱物を扱わないという行動変革を迫ることができる。そしてこの企業の行動変革により、紛争鉱物の価値を失くせば武装集団の消滅に繋がる。この流れによって武装集団から市民が受ける暴力を減らすことができるのではないかと考えた。だがこの変革には、紛争鉱物の主な産出国であるDRCの鉱山で働いていた人々が職を失うのではないかとという問題が伴う。しかし、武装集団に雇われていた労働者が鉱山での職を失うことは必ずしも彼らにとって悪影響を及ぼすわけではない。Bafilembaら(2014)によるDRC東部で行ったインタビューの調査報告では、今までせず、タンタル、タングステンの採掘に関わっていた鉱山労働者は現在では、金採掘、農業、漁師やバイクタクシーの運転手など新しい仕事に携わっていることがわかっている⁵¹。つまり、違法に雇われて鉱山で働いて労働者たちは半ば強制的にその職を失ったことによって、より公正な生活の糧を得る手段を手に入れることができているといえる。よって、日本の消費者が購買行動を変革することを発端とした、武装集団の消滅は紛争解決に繋がるだけでなく、現地の労働者に好影響を与えるといえる。

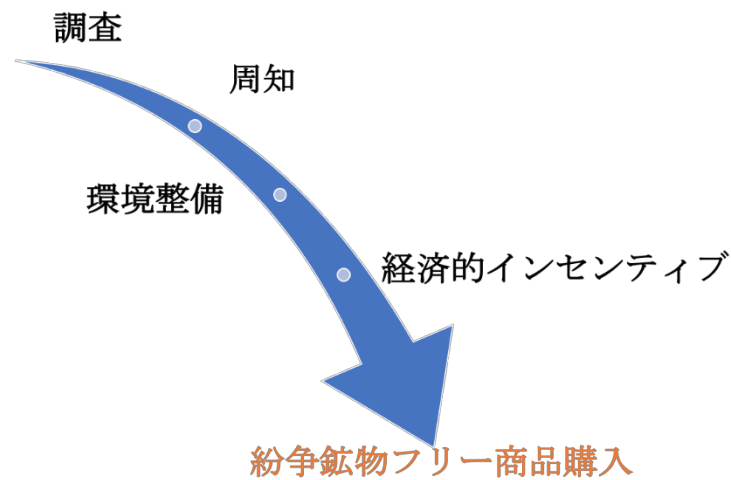
つまり、消費者の行動は紛争鉱物問題において非常に重要な役割を担っているといえる。よってわれわれは消費者の行動に着目し、論文の最終的な目的を「消費者が紛争鉱物フリー商品を購入する」という行動まで導くことに設定した。しかし、消費者が紛争鉱物問題をそもそも認識していないこと、更には紛争鉱物問題を認識しても実際に購入するに至る環境整備や経済的なインセンティブがなければ購入という行動までは繋がらないという問題がある。以上の問題を解決するために、以降第2節で調査・周知・環境整備・経済的インセンティブの4つのアプローチを示していく。

第2節 目的達成のためのアプローチ

上記のように、武装集団の紛争鉱物をめぐる悪循環を抑制するために、われわれは4つの方法を提案する。

⁵¹ Bafilemba, Fidel., Mueller, Timo. & Lezhnev, Sasha. (2014) *The Impact of Dodd-Frank and Conflict Minerals Reforms on Eastern Congo's Conflict*, Enough Project (<https://enoughproject.org/files/Enough%20Project%20-%20The%20Impact%20of%20Dodd-Frank%20and%20Conflict%20Minerals%20Reforms%20on%20Eastern%20Congo%e2%80%99s%20Conflict%2010June2014.pdf>) (accessed June 20, 2021.)

【図 2 目標達成のための4つの方法】



(出典:筆者作成)

第1項 調査

紛争鉱物問題を消費者に伝えることに重要な役割を果たしているのが調査である。紛争鉱物に関する調査は現在も NGO や企業などがそれぞれに実施している。紛争鉱物の実態は明確になりつつあるものの、いまだにどの地域でどのくらいの量の鉱物が採掘されているか、という詳細な事実を提示するのは困難である。そのため、より詳細な現状を知るためには、様々なアクターがより綿密な調査を実施し紛争鉱物の実態を把握していかなければならない。

加えて、周知で活用することを前提とした、現在の紛争鉱物問題の実態に関する動画や写真、鉱山で働く人のインタビューなどの調査は、より消費者の注目を集めることにつながる。調査を通じた明確な事実の提示は以下で述べる仮説をより効果的なものとする働きを有する。

第2項 周知

日本の消費者に紛争鉱物問題を周知することが重要であると前章では述べた。したがって次に認知の土台作りとしての教育、教育による認知を踏まえた紛争鉱物フリー商品の販売、その商品の宣伝、そして永続的な紛争鉱物フリー商品の使用を地域で促すための紛争鉱物フリーフェアの開催の流れに沿って消費者に周知させる。

第1目 教育

自分も問題解決の一助に携わることができるという意識を持たせられる教育は紛争鉱物問題の若者への周知において有効であると考えられる。その際に紛争鉱物によって様々な暴力が引き起こされているという現状を伝えるだけでなく、われわれの周りには紛争鉱物が使われた製品が数多く存在するのだとい

う当事者意識をもってもらうことが重要である。

第一に、紛争鉱物問題について学校の授業で扱うことを提案する。2012年に施行された「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者市民社会の成熟を目指した教育の推進が掲げられた。学校で紛争鉱物について取り上げ、カードゲームのように分かりやすく理解できるような工夫をすることで、授業を受けた生徒や学生という若い世代の間に周知させる。SDGsを例にとると、生徒・学生がSDGsに関心を持てるような工夫として、笹谷（2019）では一般社団法人イマココラボと株式会社プロジェクトデザインが開発した「2030 SDGs」という、SDGsの本質を楽しみながら学ぶことができるカードゲームが挙げられている⁵²。

第二に、紛争鉱物問題を取り扱った映像作品を上映することも効果的であると考える。紛争鉱物問題が学べる映画としては、アジア太平洋資料センターが制作した「スマホの真実—紛争鉱物と環境破壊とのつながり」などがある。映画以外にも、2019年にムクウエグ医師が東京大学で行った講演が大学の公式ウェブサイトで公開されている。カードゲーム同様、映像を見ることで、以前は知識や興味がなかった学生・生徒に対しても紛争鉱物問題を周知させることができる。

第2目 紛争鉱物フリー商品の販売

教育を通じた周知により、消費者が紛争鉱物問題について理解を深める段階を上記では述べた。その基盤をもとに、より消費者に身近な周知の方法としてわれわれが提案するものが「紛争鉱物フリー商品」の販売である。

紛争鉱物フリー商品とは第1章で述べた紛争鉱物の定義に該当しない鉱物を使用した商品と定義する。紛争鉱物フリー商品であると認定するにはいくつかの基準を設けることが必要となるが、ここでフェアトレード（FT）商品の基準⁵³を参考に、紛争鉱物フリー商品の基準を定めていく。FT商品には経済的基準・社会的基準・環境的基準が存在する。主に農作物を取り扱うFT商品とは異なり、鉱物は機械などに主に使用されるため今回は環境的基準を除いた経済的基準と社会的基準に絞り、設定していく。基準を満たした商品を紛争鉱物フリー商品と定義することとする。この紛争鉱物フリー商品を企業が販売することで人々の紛争鉱物問題に関する関心を高めることができると考える。

⁵² 笹谷康之（2019）「カードゲーム『2030 SDGs』を用いた課題解決の学び」『2019 PC Conference』、214-217、(<http://gakkai.univcoop.or.jp/pcc/2019/papers/pdf/pcc072.pdf>)（2021年6月19日。）

⁵³ FAIRTRADE Japan「国際フェアトレード基準」（https://www.fairtrade-jp.org/about_fairtrade/intl_standard.php）（2021年6月19日。）

【表 2 紛争鉱物フリー商品の基準】

項目	内容
経済的基準	<ul style="list-style-type: none"> ・生産コストをまかなう ・最低価格の保証と生産地域の発展のための資金の支払いの設定 (経済的・社会的・環境的に持続可能な生産と生活を支える)
社会的基準	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な労働環境の設置 ・民主的な運営の実施 ・児童労働と強制労働の禁止
環境的基準	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱物は機械などに主に使用されるため今回は除く

(出典:筆者作成)

第3目 企業の宣伝

第2目で述べた紛争鉱物フリー商品を企業が宣伝することも重要な周知の役割を果たす。そこでわれわれは企業の宣伝方法としてキャラクターなどを使用したユーモアのあるCM、そしてその中にキャッチコピーを挿入することで消費者の紛争鉱物問題に対する認知を高めることができると考えた。本稿ではテレビとYouTubeという2つのマスメディアによる宣伝に的を絞る。テレビはネットが普及している現在でも、30代以上の視聴率が依然としてネットの利用率より高いことから効果を見出せると考えた⁵⁴。また、より効果をもたらすために平日休日ともにテレビのリアルタイム視聴率の上がる18時から22時までの時間を目安に流すことが有効である⁵⁵。次にYouTubeではネットの利用率がテレビの視聴率よりも高い10代から20代までを主なターゲットとして宣伝を行う。この世代のYouTubeの認知度は98%にも上り、利用率も約80%にまで達する⁵⁶。したがってYouTubeを活用することによって若い世代に対しても十分な広告活動が行える。

実際にこのような取り組みで成功を収めたのは紅茶のリプトンで有名なユニリーバである。ユニリーバは茶葉栽培による環境汚染や生物多様性への侵害、労働環境の劣悪さを放置することはマスメディア時代に大きな損害に繋がると考えた。そこで膨大なコストを使いサプライチェーンの再構築を試み、持続可能性の高い商品を生み出した。そして商品の宣伝に「あなたも一役買って、お湯を沸かしましょう」、オーストラリアの現地チームは「世界初のレインフォレスト・アライアンス認証紅茶、リプトン・ティーでより良い選択を」、イタリアでは「あなたの小さなカップが大きな間違いをもたらします」というキャッチコピーを用いた。また、しゃべる猿の「モンキー」と労働者階級の「アル」という定番のキャラクターを使い、ユーモアのある宣伝方法を行った。この活動により世界的にエシカルな商品であることの認

⁵⁴ 総務省「令和2年情報通信白書 主なメディアの利用時間と行為者率」(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/html/nd252510.html>) (2021年6月19日。)

⁵⁵ 総務省「令和2年情報通信白書 主なメディアの利用時間帯」(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/html/nd252520.html>) (2021年6月19日。)

⁵⁶ NTTドコモ モバイル社会研究所「YouTube認知率96.9% 利用率6割超え——一方、投稿率は5%程度」(<https://www.moba-ken.jp/project/movie/mov20210609.html>) (2021年6月19日。)

知の向上と同時にリピート買いの比率上昇と売上高の上昇という結果をもたらした。

第4目 紛争鉱物フリーフェア

ここまで教育や企業による紛争鉱物フリー商品の販売・宣伝を通じて消費者の周知を図る提案をしてきた。そして次に消費者が永続的に紛争鉱物問題に対して関心を抱くための方法を提案する。

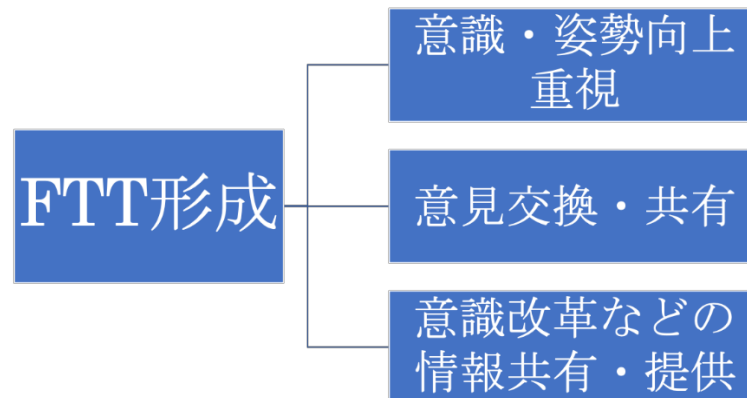
フェアトレードタウン（FTT）の事例を紛争鉱物フリーの商品に応用することで、認知度を上げ購買意欲を促すことができると考える。実際、FTのマーケティング・コミュニケーションの焦点は、プロセスから製品、製品から場所へと変化している。つまり、その地域に根付かせるプロモーションを行うことが、近年のマーケティング・コミュニケーションにおいて重要視されている。そこでわれわれは、地方自治体による消費者が実際に紛争鉱物フリーの商品を手に取り購入することができる紛争鉱物フリーフェアなどのイベントを定期的で開催することを提案する。紛争鉱物フリー製品を地域に普及させることができれば、市民全体の認知度、購買意欲を高めることができると考える。しかし一方で、紛争鉱物に限定されたフェアには関心の低い人々が積極的に参加することは見込めない。そのため消費者が参加しやすいイベントを開催することで、現時点で関心のない人々の認知度を高めることができると考える。その際に、紛争鉱物に関する講演や映像の放映などと言った取り組みをすることで、より関心の目を向けてもらうことができるのではないかと考える。

現在世界中の2,000以上の市町村がFTTに認定されている。日本でもFTTを目指す市民活動が展開されており、今後さらなる拡大が見込まれる。また、各国で独自のFTTに関する基準が設けられており、FTT形成において、FT活動に対する意識・姿勢を高めることに関して重要視されているほか、渡未（2015）によれば、意見交換・共有、意識改革などの情報共有・提供に関する要素が大きな役割を担うことも報告されている⁵⁷。FTTが誕生して以来、2019年までに世界中で16,000のイベントにおいて1,500,000人以上の賛同者を集めていることや、500,000人が地域のFTグループのTwitterやFacebookのアカウントをフォローしていること、FTグループと23,000のコミュニティグループの共同作業など、FTTの存在はFT認知度の向上に有効であることがわかる。そこで、このシステムを、紛争鉱物フリーの商品に応用することで、認知度を上げ購買意欲を促すことができると考えた。しかし日常的に購入機会のあるFT商品と比べ、鉱物資源を使用した製品の多くは購買頻度が低いことが問題点として挙げられる。例えば、鉱物資源を使用する携帯電話の平均使用年数は4.3年と言われている⁵⁸。そのため、FTTのようなまちづくり計画ではなく、定期的な紛争鉱物フリーフェアの開催の方が紛争鉱物フリー商品に触れる機会を多く作ることが可能となり、効果的であると考えた。

⁵⁷ 渡未 絢（2015）「フェアトレードタウン形成に必要な要素の検討——アンケート調査結果より」『国際開発研究』 24（1）、101-122、(https://doi.org/10.32204/jids.24.1_101)（2021年6月20日。）、p117.

⁵⁸ 内閣府「消費動向調査」(<https://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/honbun202103.pdf>)（2021年6月19日。）

【図 3 FTT 形成のための 3 つの要素】



(出典:筆者作成)

第3項 環境整備としてのラベリング

第1項、第2項で述べた取り組みでは消費者が紛争鉱物問題および紛争鉱物フリー商品について周知させるに留まり、実際に商品を購入するには至らないケース⁵⁹が考えられる。エシカル消費に関する調査において、消費者がエシカル商品⁶⁰を購入しない理由に、「本当にエシカルな消費に繋がるのかわからない・どれがエシカルな商品であるのかが不明」といったものが挙げられた。この結果から紛争鉱物フリー商品を消費者に実際に購入してもらうための環境整備を整える必要があると推測する。紛争鉱物フリー商品であると一目見て分かること・紛争鉱物フリー商品を購入することで紛争鉱物問題に加担しないと分かることが重要であると言えるのではないかと。そこで紛争鉱物フリー商品へラベリングを行うことが鍵となると考えた。ラベルを考えるにあたり重要なことを消費者に目を向けてもらうという観点から、誰が見ても一目で紛争鉱物フリー商品だと分かる・目を引くものと設定する。

この2つの条件をクリアするためには紛争鉱物フリーという言葉に **conflict free** と英語で挿入することと原色を使用することが効果的であると考え。英語で挿入することにより「e」⁶¹が笑顔に見え、消費者に親しみやすさを感じさせることができる。色に関しては原色の赤・青・緑を中心にラベルを構成する。赤は最も注意を引く色であり、また購買色とも呼ばれている。青は誠実さや信頼の象徴、国籍性別問

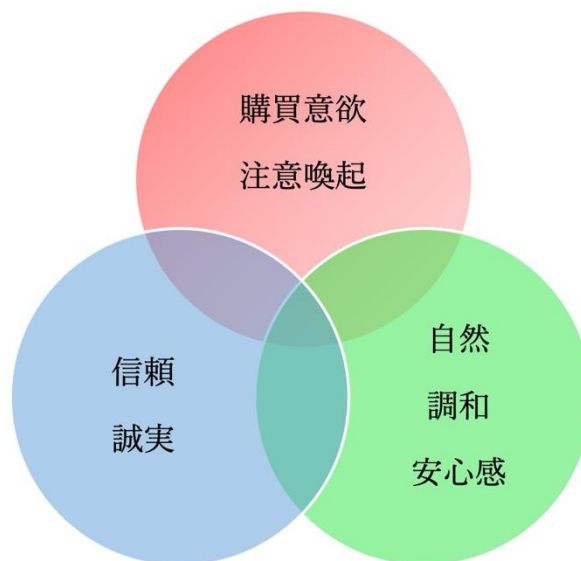
⁵⁹ 消費者庁「エシカル消費に関する消費者意識調査報告書の公表」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/ethical/investigation/assets/consumer_education_cms202_200805_02.pdf) (2021年6月19日。)

⁶⁰ 消費者庁はエシカル消費を「地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動」と定義している。また、消費者庁が開催している「倫理的消費」調査研究会の2017年の報告書『『倫理的消費』調査研究会 取りまとめ——あなたの消費が世界の未来を変える』はエシカル商品を「社会や環境に配慮して製造・販売されている商品を指し、具体的にはフェアトレードやエコ商品、地産地消商品などが含まれる」と定義している。

⁶¹ ハイネケンのロゴマーク。

わず好まれる色であり、購買意欲にもプラスの影響を及ぼす。緑は自然や調和を表し、安心感を与えることから信頼性を重要視する企業のロゴマークに使用されている。FT商品のラベルには青と緑が用いられており、青は未来への可能性を示す青空を、緑は成長や広がりを意味している。この2つを取り入れ、消費者が一目見て紛争鉱物フリー商品であると分かること、紛争鉱物フリー商品に目を向けることを可能にする効果的なラベルを作成する。また、紛争鉱物フリー商品のラベルを貼り付けた商品には、商品の一部もしくは商品の中に紛争鉱物により苦しむ現地の人々の姿や現状を記した用紙などを封入することを奨励し、紛争鉱物問題の実態を消費者へと知らせる。

【図 4 色彩が与えるイメージ】



(出典:筆者作成)

第4項 経済的インセンティブ

第3項では消費者が紛争鉱物フリー商品を購入するための環境整備を述べた。この項では消費者が紛争鉱物フリー商品を購入するための更なるアプローチとして価格に着目して述べる。

まず、エシカル商品を「人や環境、社会に配慮して製造・販売されている商品」と定義し、紛争鉱物フリー商品もこれに該当すると定義する。エシカル商品の多くは、生産者の生活に配慮することを重視しているため、そうでない商品よりも高額になる。富裕層ではない消費者にもエシカルな商品である紛争鉱物フリー商品を購入してもらうためにわれわれは紛争鉱物フリー商品に経済的インセンティブを付与することを提案する。具体的には、紛争鉱物フリー商品を購入する際に様々な支払い形態で使用可能なポイントを付与する、貯まったポイントをエシカルな商品と交換するシステムを作る、補助金制度を整える、キャッシュバックシステムを整えるなどが挙げられる。紛争鉱物フリー商品がそうでないものよりも安価になれば、消費者は知識がなくともエシカル商品を手にする。

商品に経済的インセンティブを付与した例として、エコポイント制度⁶²とエコカー減税・エコカー購入

⁶² エコポイント制度とは、地球温暖化対策の推進などを目的として開始された、特定の家電製品を購入すると様々な商品・サービスと交換可能なポイントが付与される制度である。

補助金制度⁶³を挙げる。エコポイント制度は対象家電の販売を押し上げ、省エネ性能の高い製品への買い換えに大きく貢献した。また、エコカー減税やエコカー購入補助金制度によりエコカーに対する消費者の認知度や、エコカーを選択しようという意識は大きく向上した。

第3節 論文の限界・展望

以上のような解決策を提示したが、本稿には限界が存在する。具体的には以下の3つである。

1つ目はたとえ紛争鉱物という資金源が潰されたとしても、あくまで紛争鉱物は武装集団の資金源の一例であり、その他の資金源を利用し続ける、もしくは新たに資金源を見出す可能性があることである。そのため、その他の資金源を潰す努力を様々なアクターがしていく必要がある。

2つ目は消費者以外の行動も必要ということである。当然消費者の行動変革だけでは効果に限界がある。消費者に加えて企業、国など様々なアクターがこれまで以上に積極的に動くことで武装集団の資金源を断つということに繋がってくるだろう。

3つ目は消費者個人の経済状況の問題である。今回は日本の消費者をターゲットにし、意識改革、行動変革を促すというプロセスを示した。しかしこの問題を認識し、紛争に加担しないために購買行動を変えようと思った人でも、紛争鉱物フリー商品は付加価値によって一層高価なものになってしまうため、多くの消費者の購買行動を促すことは容易ではない。

また本稿では消費者の行動変革までについては述べたが、究極的なゴールである持続可能な社会の構築については述べられていない。しかしわれわれは消費者の行動により武装集団の資金源を断ち、紛争のない社会をまず構築すること、そうした社会を築くことで最終的には持続可能な社会を形成していくことが可能だと考える。

終章

本稿では前半で紛争鉱物によって起きている問題と、それに対する様々な解決策に触れた。そこから消費者が気づかぬうちに加担しているというこの問題の特性を踏まえ、それに対して日本の消費者というわれわれ自身に関与できる形でのアプローチが可能かという問いを立てた。紛争鉱物フリー商品を買うという行動変革によってそれが可能だと結論づけた。

紛争という問題の解決策を検討する際にわれわれは紛争当事国に目を向けることが多い。しかし、グローバル化した現在の国際社会では紛争という問題は当事国だけの問題ではない。われわれは今回 SDGs という世界で達成することに意味がある目標から、2つの視座を得ることができた。1つ目は、紛争当事国から離れた日本での紛争との関わりに気づき、解決策を検討することが可能になった。2つ目は紛争当事国ではなく、日本にいても問題解決に寄与できることが分かった。SDGs のゴールは曖昧であると言われている。しかしその曖昧さが故に、一人一人が SDGs に向き合い考えることが求められているのでは

⁶³ エコカー減税とは、車両重量と燃費性能の組み合わせで一定基準を満たした新車を購入した場合に、自動車取得税・重量税を減免する制度。エコカー購入補助金制度とは、燃費性能で一定基準を満たした新車を購入する際の補助金制度。

ないだろうか。一人一人が身近な問題に気付き、行動することによってこそ武装集団の資金源をたち、われわれが最終的に目指す「紛争のない社会」、ひいては「持続可能な社会」を目指すことができると考える。あと10年で「持続可能な社会」は達成できるのか、それは誰にも分からない。しかし、われわれが「どうすれば問題解決に貢献できるか」を検討することによって、達成のための小さくても重要な一歩になるのではないかと考える。

参考文献

1.邦文著書

蟹江憲史（2020）『SDGs（持続可能な開発目標）』中公新書.

黒崎将広ほか著（2021）『防衛実務国際法』弘文堂.

国民生活センター（1997）『戦後消費者運動史』大蔵省印刷局製造.

デロイトトーマツ紛争鉱物対応チーム（2013）『ここが知りたい 米国紛争鉱物規制——サプライヤー企業のための対策ガイド』日刊工業新聞.

西谷真規子・山田高敬編（2021）『新時代のグローバル・ガバナンス論 制度・過程・行為主体』ミネルヴァ書房.

華井和代（2016）『資源問題の正義——コンゴの紛争資源問題と消費者の責任』東進堂.

藤井敏彦（2012）『競争戦略としてのグローバルルール——世界市場で勝つ企業の秘訣』洋経済新報社.

米川正子（2010）『世界最悪の紛争「コンゴ」——平和以外に何でもある国』創成社.

KPMG・あずさ監査法人（2013）『紛争鉱物規制で変わるサプライチェーン・リスクマネジメント——人権問題とグローバル CSR 調達』東洋経済新報社.

2.邦文雑誌論文

猪口絢子（2011）「人道的配慮と効果を両立した取引規制の在り方 ——アフリカ大湖地域の紛争鉱物規制を事例に」『Co* design』2、17-32、（<https://doi.org/10.18910/65078>）（2021年6月20日。）

清野友紀・稲葉裕之（2019）「エシカルマーケティング——商品開発とエシカル商品固有のデメリット解消の戦略」『社会科学ジャーナル』86、25-53、（https://icu.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=4633&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1）（2021年6月20日。）

久保恵一（2011）「紛争鉱物に関する SEC 規則案とその影響」商事法務『エヌ・ビー・エル』954、4-8.

笹谷康之（2019）「カードゲーム『2030 SDGs』を用いた課題解決の学び」『2019 PC Conference』214-217、（<https://gakkai.univcoop.or.jp/pcc/2019/papers/pdf/pcc072.pdf>）（2021年6月19日。）

- 武内進一（2009）「現代アフリカの紛争」『アフリカ研究』74、51-61、（https://www.jstage.jst.go.jp/article/africa1964/2009/74/2009_74_51/_pdf）（2021年6月20日。）
- （2008）「第I部 紛争勃発後の和平プロセス 第3章 コンゴ民主共和国の和平プロセス—国際社会の主導性と課題」『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会』573、125-162、（https://ir.ide.go.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_action_common_download&item_id=42513&item_no=1&attribute_id=26&file_no=1&page_id=26&block_id=95）（2021年6月20日。）
- 寺本佳苗（2018）「紛争鉱物問題の解決に向けた同種異種組織の集合の動き——集合戦略の視点からの分析」『日本経営倫理学会誌』25、61-73、（https://www.jstage.jst.go.jp/article/jabes/25/0/25_ronbun61-73/_pdf-char/ja）（2021年6月20日。）
- 富田秀実（2019）「待ったなし『持続可能な調達』（第8回）原材料の調達（2）『紛争鉱物』規制に対応」日経BP社『日経ESG——成長し続けるための経営誌』235、92-95.
- 南斉規介（2017）「資源のライフサイクルにおけるエシカル消費の役割」『廃棄物資源循環学会誌』28（4）、267-274、（https://www.jstage.jst.go.jp/article/mcwmr/28/4/28_267/_pdf-char/ja）（2021年6月20日。）
- 華井和代（2019）「コンゴ民主共和国における紛争資源問題の現状と解決」『国際問題』682、17-28、（http://www2.jiia.or.jp/kokusaimondai_archive/2010/2019-06_003.pdf?noprint）（2021年6月19日。）
- （2014）「平和の主体としての消費者市民社会——コンゴの紛争鉱物取引規制をめぐる」日本平和学会『平和研究』42、101-123、117-119.
- パラダイス セオドア・A ほか著（2014）「米国紛争鉱物規制に基づく初年度の開示状況に関する検討」商事法務『エヌ・ビー・エル』1040、23-34.
- 古田敦（2004）「鉱物資源問題と世界経済——コンゴ民主共和国の『紛争ダイヤモンド』問題を例証として」『商学研究論集』21、137-168、（https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/8569/1/shougakuronshu_21_137.pdf）（2021年6月19日。）
- 柳瀬徹夫（1997）「色彩——色のイメージ『色彩感情』」『可視化情報学会誌』17（64）、18-22、（https://www.jstage.jst.go.jp/article/jvs1990/17/64/17_64_18/_pdf-char/ja）（2021年6月20日。）
- 渡来絢（2015）「フェアトレードタウン形成に必要な要素の検討——アンケート調査結果より」『国際開発研究』24（1）、101-122.

3.邦文 web サイト

- 一般社団法人イマコラボ「カードゲーム『2030SDGsの紹介』」（<https://imacocollabo.or.jp/games/2030sdgs/>）（2021年6月19日。）
- 荻原充彦「エコポイント制度 概要と問題点」（<https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/esp/09052501law.pdf>）（2021年6月18日。）

- 外務省「コンゴ民主共和国東部情勢（M23によるコンゴ民主共和国政府への戦闘行為終了にかかる宣言）について（外務報道官談話）」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/page2_000029.html）（2021年6月25日。）
- 経済産業省「ダイヤモンド原石の輸出入監理」（https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/05_diamond/index.html）（2021年6月20日。）
- 「令和2年度産業標準化推進事業委託費（戦略的国際標準化加速事業——ルール形成戦略に関する調査研究（製品含有化学物質の情報伝達方式に関する調査研究）調査報告書」（https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000686.pdf）（2021年6月19日。）
- 資源エネルギー庁「世界の産業を支える鉱物資源について知ろう」（<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/tokushu/anzenhoshokoubutsusigen.html>）（2021年6月20日。）
- 国際連合広報センター「国際人権章典」（https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/）（2021年6月20日。）
- 国土交通省「自動車——自動車関係税制について（エコカー減税、グリーン化特例等）」（https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.html）（2021年6月19日。）
- 「EV/PHV普及の現状について」（<https://www.mlit.go.jp/common/001283224.pdf>）（2021年6月19日。）
- 国境なき医師団「コンゴ——性暴力被害2600人超に15歳未満の被害者162人」（<https://www.msf.or.jp/news/detail/pressrelease/drc20181102.html>）（2021年6月19日。）
- 住商アビーム自動車総合研究所「『エコカー減税』の効果と影響」（https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.html）（2021年6月18日。）
- 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク事務局「エシカルケータイキャンペーン」（<https://cnrc.jp/members/members-482/>）（2021年6月19日。）
- 消費者庁「エシカル消費とは」（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/ethical/about/）（2021年6月18日。）
- 「エシカル消費に関する消費者意識調査報告書の公表」（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/ethical/investigation/assets/consumer_education_cms202_200805_02.pdf）（2021年6月19日。）
- 総務省「令和2年情報通信白書 主なメディアの利用時間と行為者率」（<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/html/nd252510.html>）（2021年6月19日。）
- 「令和2年情報通信白書 主なメディアの利用時間帯」（<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/html/nd252520.html>）（2021年6月19日。）
- 東大TV「2019年度『デニ・ムクウェゲ医師来日講演会：平和・正義の実現と女性の人権』」（<https://toudai.tv/contents-list/2019FY/mukwege>）（2021年6月19日。）
- 内閣府「消費動向調査」（<https://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/honbun202103.pdf>）（2021年6月19日。）
- みずほ情報総研株式会社（2020）「令和2年度産業標準化推進事業委託費（戦略的国際標準化加速事業——ルール形成戦略に関する調査研究（製品含有化学物質の情報伝達方式に関する調査研究）調査

報告書」『令和2年度経済産業省委託業務』（https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/00686.pdf）、38-39。（2021年6月18日。）

柳田覚「EU紛争鉱物規則（（EU）2017/821）における最近の動向」一般社団法人東京環境経営研究所（<https://www.tkk-lab.jp/post/20210129reach>）（2021年6月18日。）

パナソニック「責任ある鉱物調達」（https://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain/minerals.html）（2021年6月20日。）

ブラザー「CSR調達の推進」（<https://global.brother/ja/csr/stakeholder/partner/csr>）（2021年6月20日。）

山田美和・井上直美（2019）「2019年度政策提言研究「新興国市場における企業活動と人権リスクに関する調査・啓発ならびにナショナル・アクション・プラン策定に関するプラットフォーム構築事業」グローバル市場で求められる『責任あるサプライチェーン』とは？—世界の日系企業800社アンケートから読み解くギャップとリスク『日系企業の責任あるサプライチェーンに関するアンケート調査』より」（https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Research/Project/2018/pdf/2018110007_06.pdf）（2021年6月20日。）

「倫理的消費」調査研究会「『倫理的消費』調査研究会 取りまとめ—あなたの消費が世界の・未来を変える」（<http://www3.keizaireport.com/report.php/RID/306647/?Ref>）（2021年6月18日。）

DOWAエコシステム「紛争鉱物とCFSプログラム（1）紛争鉱物とは？」（<http://www.dowa-ecoj.jp/naruhodo/2014/20140402.html>）（2021年6月15日。）

Fair Trade Forum Japan「フェアトレードタウンとは」（<https://fairtrade-forum-japan.org/fairtradetown/about-fairtradetown>）（2021年6月19日。）

Fairtrade japan「国際フェアトレード基準」（https://www.fairtrade-jp.org/about_fairtrade/intl_standard.php）（2021年6月19日。）

FoE Japan「エシカルケータイキャンペーン」（https://www.foejapan.org/aid/metal_ethical.html）（2021年6月19日。）

JEITA「『責任ある鉱物調達』対応の背景と調査実務」（<https://home.jeita.or.jp/mineral/2020seminar/pdf/2020seminar.pdf>）（2021年6月20日。）

JETRO「OEM生産とODM生産の違い」（<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-011247.html>）（2021年6月20日。）

4. 欧文雑誌論文

Alexander, Andrew. & Nicholls, Alex. (2006) “Rediscovering consumer-producer involvement: A network perspective on fair trade marketing”, *European Journal of Marketing*, (40), 1236-1253. (<https://www.emerald.com/insight/content/doi/10.1108/03090560610702795/full/html>) (accessed June 20, 2021.)

Humphries, Linsey. (2010) “Fairtrade towns: The local response to a global issue”, *LOCAL WORK*, (97), 1-9, (<https://cles.org.uk/wp-content/uploads/2011/01/LW97-Fairtrade-towns.pdf>) (accessed June 20, 2021.)

5.邦訳書

- Henderson, Rebecca. (2020) REIMAGINING CAPITALISM IN A WORLD ON FIRE, Harvard: *PublicAffairs* (=高橋裕子訳 (2020)『資本主義の再構築——公正で持続可能な世界をどう実現するか』日本経済新聞.)
- Kaldor, Mary. (2007) Human Security: Reflection on Globalization and Intervention, Cambridge: *Polity Press Ltd* (=山本武彦他訳 (2011)『「人間の安全保障」論——グローバル化と介入に関する考察』法政大学出版局.)

6.欧文 web サイト

- Apple Inc., *Supplier Responsibility: 2017 Progress Report* (https://www.apple.com/supplier-responsibility/pdf/Apple_SR_2017_Progress_Report.pdf) (accessed June 20, 2021.)
- Authenticated U.S. Government Information, *DODD-FRANK WALL STREET REFORM AND CONSUMER PROTECTION ACT SEC. 1502. CONFLICT MINERALS*. (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-111publ203/pdf/PLAW-111publ203.pdf>) (accessed June 20, 2021.)
- Butler, Leah., *Responsible Minerals Initiative (RMI)* (http://www.responsiblebusiness.org/initiatives/rmi/?utm_source=homepage&utm_medium=button%20%20%20&utm_campaign=RMI) (accessed June 14, 2021.)
- European Commission, *Commission launches new online portal to support responsible sourcing in businesses* (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_19_6298) (accessed June 19, 2021.)
- European Commission, *European Civil Protection and Humanitarian Aid Operations: Democratic Republic of the Congo* (https://ec.europa.eu/echo/where/africa/dr_congo_en) (accessed June 20, 2021.)
- European Parliament and Council of the European Union, *Regulation (EU) 2017/821 of the European Parliament and of the Council of 17 May 2017* (<https://eurlex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R0821&from=EN>) (accessed June 20, 2021.)
- FAIRTRADE FOUNDATION, *FAIRTRADE COMMUNITIES* (<https://www.fairtrade.org.uk/get-involved/in-your-community/communities/>) (accessed June 19, 2021.)
- Global Witness, *Same Old Story A background study on natural resources in the Democratic Republic of Congo* (<https://www.globalwitness.org/en/archive/same-old-story/>) (accessed June 19, 2021.)
- Human Rights Watch, *Always on the Run The Vicious Cycle of Displacement in Eastern Congo* (<https://www.hrw.org/report/2010/09/14/always-run/vicious-cycle-displacement-eastern-congo>) (accessed June 15, 2021.)
- OECD, *Supplement on Tin, Tantalum and Tungsten*, in *OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas*, OECD Publishing, Paris. (<http://dx.doi.org/10.1787/9789264111110-en>) (accessed June 20, 2021.)

- RBA, *Responsible Minerals Initiative* (<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/>) (accessed June 14, 2021.)
- RBA, *RMAP Assessment Introduction* (<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/responsible-minerals-assurance-process/>) (accessed June 14, 2021.)
- The Enough Project, *Conflict Free Campus Initiative* (<https://enoughproject.org/get-involved/cfci>) (accessed June 19, 2021.)
- Raise Hope For Congo* (<https://enoughproject.org/about/past-campaigns/rhfc>) (accessed June 20, 2021.)
- UNICEF, *Thousands of children continue to be used as child soldiers* (<https://www.unicef.org/drcngo/en/press-releases/thousands-children-continue-be-used-child-soldiers>) (accessed June 20, 2021.)
- U.S. Geological Survey, *Mineral Commodity Summaries* (<https://pubs.usgs.gov/periodicals/mcs2020/mcs2020-cobalt.pdf>) (accessed June 25, 2021.)

7. 欧文報告書

- Bafilemba, Fidel., Mueller, Timo. & Lezhnev, Sasha. (2014) *The Impact of Dodd-Frank and Conflict Minerals Reforms on Eastern Congo's Conflict*, Enough Project (<https://enoughproject.org/files/Enough%20Project%20-%20The%20Impact%20of%20Dodd-Frank%20and%20Conflict%20Minerals%20Reforms%20on%20Eastern%20Congo%e2%80%99s%20Conflict%2010June2014.pdf>) (accessed June 20, 2021.)
- Cuvelier, Jeroen., Bockstael, Steven V., Vlassenroot, Koen. & Iguma, Claude. (2014) *Analyzing the Impact of the Dodd-Frank Act on Congolese Livelihoods* (<https://core.ac.uk/download/pdf/55863112.pdf>) (accessed June 20, 2021.)
- Responsible Sourcing Network, *Mining the Disclosures 2019* (<http://static1.squarespace.com/static/594cbfa3440243aef3dfa1c4/t/5d962b2a28839219285ad3c8/1570122552881/Mining+the+Disclosures+2019.pdf>) (accessed June 14, 2021.)
- Ruggie, John, *Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, "Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework*, UN Document, A/HRC/17/31, March 21, 2011 (https://www.ohchr.org/Documents/Publications/GuidingPrinciplesBusinessHR_EN.pdf) (accessed June 20, 2021.)
- United Nations General Assembly, *Development and International Economic Co-operation: Environment Report of the World Commission on Environment and Development Note by the Secretary-General*, UN Document, A/42/427, 54, 4 August 1987 (https://digitallibrary.un.org/record/139811/files/A_42_427-EN.pdf) (accessed June 15, 2021.)
- United Nations Security Council, *Letter dated 19 July 2013 from the Chair of the Security Council Committee established pursuant to resolution 1533 (2004) concerning the Democrat*

ic Republic of the Congo addressed to the President of the Security Council, UN Document, S/2013/433, para. 126, 19 July 2013 (<https://www.undocs.org/S/2013/433>) (accessed June 19, 2021.)

———*Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of the Congo*, UN Document, S/2013/96, para.23, 15 February 2013 (<https://undocs.org/S/2013/96>) (accessed June 19, 2021.)